

アーカイブ用光ディスク製品認証制度に関する
運営規程

第 1.1 版

(2015 年 3 月)

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

目次

| | |
|------------------------------|---|
| 1. 総則..... | 1 |
| 1.1 目的..... | 1 |
| 1.2 方針..... | 1 |
| 1.3 名称及び定義..... | 1 |
| 1.4 適用範囲..... | 1 |
| 2. 認証業務..... | 1 |
| 2.1 組織..... | 1 |
| 2.2 認証申請..... | 1 |
| 2.3 認証業務の流れ..... | 1 |
| 2.4 製造者で無い場合の取り扱い..... | 2 |
| 2.4.1 OEM 製品..... | 2 |
| 2.4.2 システム..... | 2 |
| 3. アーカイブ用光ディスク製品認証の有効範囲..... | 2 |
| 3.1 光ディスク..... | 2 |
| 3.2 光ディスクドライブ..... | 2 |
| 4. 検証機関の承認と検証機関の承認の取り消し..... | 2 |
| 4.1 検証機関の承認..... | 2 |
| 4.2 検証機関の承認の取り消し..... | 2 |
| 附則ー 1..... | 3 |
| 附則ー 2..... | 3 |
| 改訂履歴..... | 3 |

1. 総則

1.1 目的

この規程は、アーカイブ用光ディスク製品認証制度に関する基本規程の下に、アーカイブ用光ディスク製品認証制度の業務を行うために必要な組織並びに認証業務の運営の方針および手順について定めるものである。

1.2 方針

アーカイブ用光ディスク製品（光ディスクおよびドライブ）の品質が、アーカイブ用途に適合していることを確認し、アーカイブ用光ディスク製品の普及を図ろうとするものである。

1.3 名称及び定義

本認証制度で用いる用語は、JIS Z 6017 で定義されている用語の例による。

1.4 適用範囲

本認証制度は日本国内にのみ適用するものであり、認証ロゴが表示された光ディスク製品が国外に販売された場合は、協会は関知しない。

2. 認証業務

2.1 組織

認証審査委員会、光ディスク製品認証ワーキング・グループ（以下、「作業部会」という。）、検証機関および事務局より構成する。

2.2 認証申請

認証申請は、所定の形式の申請書に、日本語で書かれたものに限定する。

2.3 認証業務の流れ

認証業務の流れは図－1、図－2 及び図－3 に示す。概略は以下の通り。

- (1) 協会事務局は認証を受けようとする事業者からの認証申請書類は協会事務局で受け付け、これを認証審査委員会、作業部会及び検証機関に報告する。
- (2) 申請者は、検証機関に対し検証申請を行う時に、同時に所定の記録特性試験表に検証項目の測定値を記入し提出する。
- (3) 検証機関は、申請者が提出したドライブと光ディスクを用い、アーカイブ用光ディスク製品認証基準に基づいて試験を実施し、その結果を申請者並びに協会事務局に提出する。

- (4) 協会事務局は、認証審査委員会に試験結果を提出し、認証審査委員会は、その合否を審議・判断する。
- (5) 協会事務局は、認証結果を申請者に報告する。

2.4 製造者で無い場合の取り扱い

2.4.1 OEM 製品

光ディスクメディアや光ディスクドライブを自社で生産せず、自社ブランド製品として販売している場合で、そこで使用している製品が、すでに認証製品と同じものであることが確認できた場合、新たな品質を証明するデータを提出しなくてもよい。

2.4.2 システム

光ディスクアーカイブシステムの構成部品として使用している製品が、認証製品であることが確認できた場合、新たな品質を証明するデータを提出しなくてもよい。

3. アーカイブ用光ディスク製品認証の有効範囲

3.1 光ディスク

本認証は、認証を受けた光ディスクの特性仕様が変更されない限り有効である。この仕様変更には、パッケージデザイン、梱包枚数、ラベル印刷デザインの変更などは含まない。

3.2 光ディスクドライブ

本認証は、認証を受けた機器の特性仕様が変更されない限り有効である。この仕様変更には、パッケージデザインなど機器の性能に直接影響を与えないものなどは含まない。

4. 検証機関の承認と検証機関の承認の取り消し

4.1 検証機関の承認

作業部会で審議し、結果を認証審査委員会に上申する。
認証審査委員会は、これを承認する。

4.2 検証機関の承認の取り消し

認証審査委員会は、これを決定する。

附則－ 1

図－ 2 中の①期待寿命推定試験に関し、本規程の発効時点で既にアーカイブグレードとして販売されている光ディスクについては、各製造業者で取得済みの期待寿命試験結果の提出を認める。試験結果データ項目は ISO/IEC 16963 ベースとする。

本規程の発効後に開発・製造される光ディスクについては、以下の国際標準に基づいた期待寿命推定試験を義務化する。

BD : ISO/IEC 16963

DVD : ISO/IEC 10995 または ISO/IEC 16963

附則－ 2

この規程は、2014 年 9 月 22 日より施行する。

改訂履歴

| 版数 | 制定日 | 改訂内容 |
|-----|-----------------|---|
| 1.1 | 2015 年 3 月 17 日 | 附則－ 1 の BD に関する国際標準として ECMA-396 2nd Edition を暫定運用する記述を削除。 |

図-1 認証業務の流れ

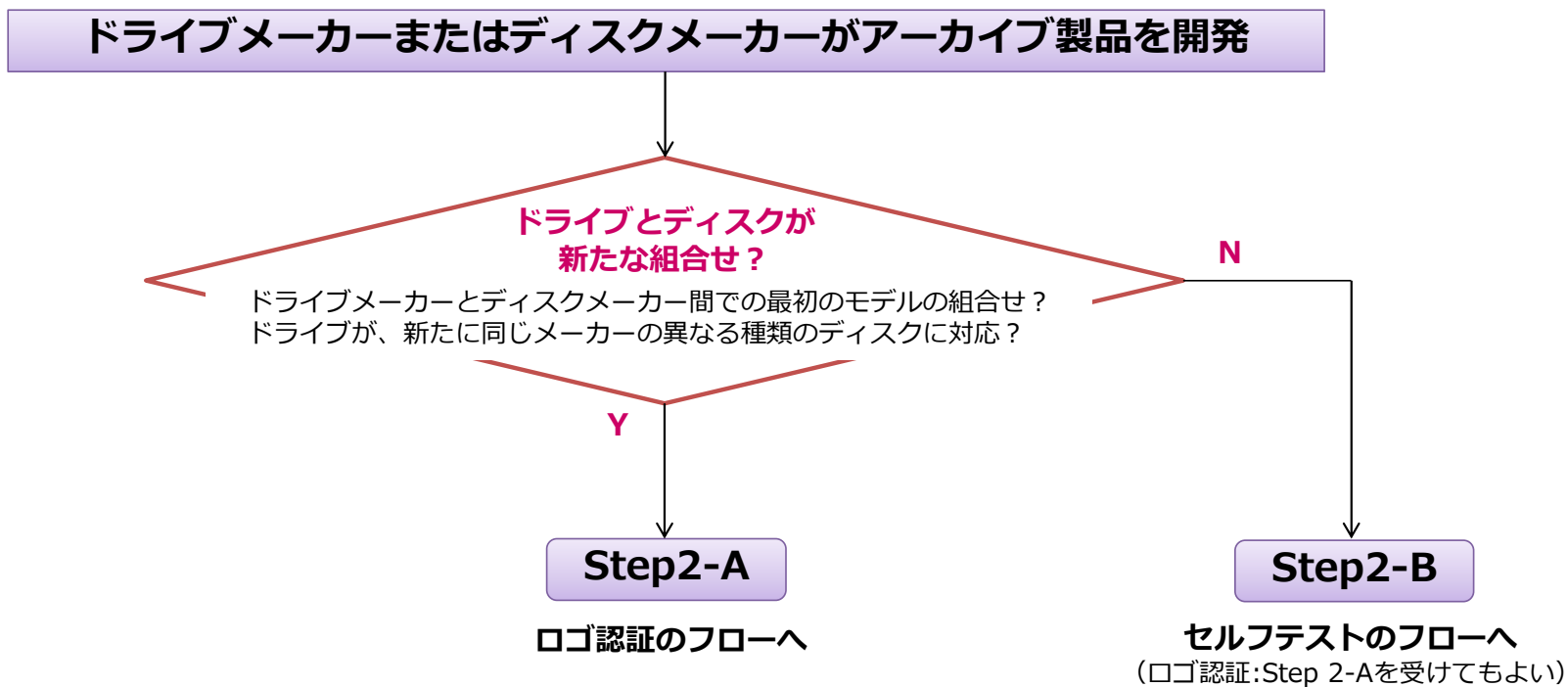
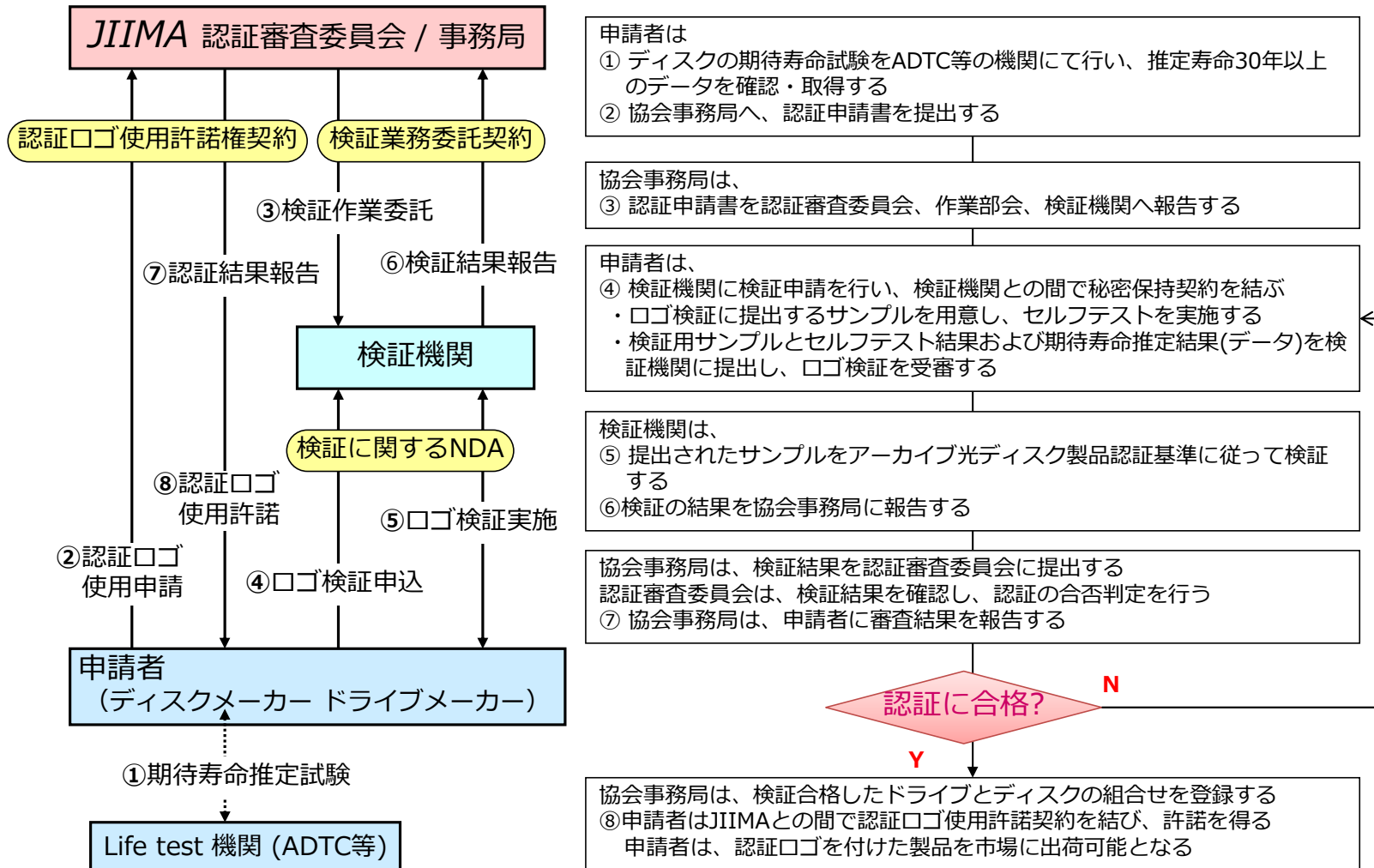


図-2 認証業務の流れ (Step 2-A)



ロゴ検証: アーカイブ用光ディスク製品認証基準に整合していることを確認すること

図-3 認証業務の流れ (Step 2-B)

